

四半期報告書

(第13期第3四半期)

自 平成24年10月1日

至 平成24年12月31日

株式会社新生銀行

(E03530)

目 次

頁

表 紙

第一部 企業情報

第1 企業の概況

- 1 主要な経営指標等の推移 1
- 2 事業の内容 1

第2 事業の状況

- 1 事業等のリスク 2
- 2 経営上の重要な契約等 3
- 3 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 3

第3 提出会社の状況

1 株式等の状況

- (1) 株式の総数等 24
- (2) 新株予約権等の状況 24
- (3) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等 24
- (4) ライツプランの内容 24
- (5) 発行済株式総数、資本金等の推移 24
- (6) 大株主の状況 24
- (7) 議決権の状況 25

2 役員の状況 25

第4 経理の状況 26

1 四半期連結財務諸表

- (1) 四半期連結貸借対照表 27
- (2) 四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書 29
 - 四半期連結損益計算書 29
 - 四半期連結包括利益計算書 30

2 その他 50

第二部 提出会社の保証会社等の情報 50

[四半期レビュー報告書]

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年2月14日
【四半期会計期間】	第13期第3四半期（自平成24年10月1日至平成24年12月31日）
【会社名】	株式会社新生銀行
【英訳名】	Shinsei Bank, Limited
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 最高経営責任者 当麻 茂樹
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋室町二丁目4番3号
【電話番号】	03-6880-7000（代表）
【事務連絡者氏名】	財務管理部副部長 中島 敦
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区日本橋室町二丁目4番3号
【電話番号】	03-6880-7000（代表）
【事務連絡者氏名】	財務管理部副部長 中島 敦
【縦覧に供する場所】	株式会社新生銀行大阪支店 （大阪市北区曾根崎二丁目12番4号） 株式会社新生銀行名古屋支店 （名古屋市中区栄三丁目1番1号） 株式会社新生銀行大宮支店 （さいたま市大宮区桜木町一丁目9番1号） 株式会社新生銀行柏支店 （千葉県柏市柏一丁目4番3号） 株式会社新生銀行横浜支店 （横浜市西区南幸一丁目9番13号） 株式会社新生銀行神戸支店 （神戸市中央区三宮町三丁目7番6号） 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

		平成23年度 第3四半期連結 累計期間	平成24年度 第3四半期連結 累計期間	平成23年度
		(自 平成23年4月1日 至 平成23年12月31日)	(自 平成24年4月1日 至 平成24年12月31日)	(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
経常収益	百万円	322,583	281,615	413,232
経常利益	百万円	27,958	41,391	16,750
四半期純利益	百万円	20,630	37,817	—
当期純利益	百万円	—	—	6,430
四半期包括利益	百万円	28,142	43,158	—
包括利益	百万円	—	—	24,006
純資産額	百万円	631,794	664,897	627,657
総資産額	百万円	8,604,572	9,113,787	8,609,672
1株当たり四半期純利益 金額	円	7.77	14.24	—
1株当たり当期純利益 金額	円	—	—	2.42
潜在株式調整後1株当 たり四半期純利益金額	円	—	—	—
潜在株式調整後1株当 たり当期純利益金額	円	—	—	—
自己資本比率	%	6.6	6.6	6.6

		平成23年度 第3四半期連結 会計期間	平成24年度 第3四半期連結 会計期間
		(自 平成23年10月1日 至 平成23年12月31日)	(自 平成24年10月1日 至 平成24年12月31日)
1株当たり四半期純利益 金額	円	0.10	4.54

- (注) 1. 当行及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
2. 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、希薄化効果を有しないため記載しておりません。
- なお、第3四半期連結累計期間に係る1株当たり情報の算定上の基礎は、「第4 経理の状況」中、「1 四半期連結財務諸表」の「1株当たり情報」に記載しております。
3. 自己資本比率は、((四半期) 期末純資産の部合計 - (四半期) 期末新株予約権 - (四半期) 期末少数株主持分) を (四半期) 期末資産の部の合計で除して算出しております。

2【事業の内容】

当第3四半期連結累計期間において、当行グループ（当行及び当行の関係会社）が営む事業の内容については、重要な変更はありません。また、主要な関係会社についても、異動はありません。

なお、当第3四半期連結累計期間において報告セグメントの区分を変更しております。その詳細は「第一部 企業情報」「第4 経理の状況」「1 四半期連結財務諸表」「セグメント情報等」をご参照ください。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当行は、前連結会計年度の有価証券報告書において、「事業等のリスク」として当行及び当行グループの事業その他に関するリスク要因となる可能性があると考えられる主な事項、及び必ずしもそのようなリスク要因に該当しない事項でも投資者の投資判断上重要であると考えられる事項（1から34まで）について記載いたしました。

本四半期報告書においては、同有価証券報告書提出日以降に重要な変更があった事項について、以下のように記載いたします（以下の記述における項目番号は上記有価証券報告書の「事業等のリスク」における項目番号に合わせております）。なお、有価証券報告書からの変更点については、一 罫で示しております。本項においては、将来に関する事項が含まれておりますが、当該事項は当四半期連結会計期間の末日現在において判断したものであります。

24. 金融機関に対する監督官庁による広範な規制について

近年、わが国の金融サービス市場においては大幅な規制緩和が実施されていますが、当行は依然として、金融機関としての広範な法令上の制限及び監督官庁による監視を受けます。さらに、当行及び当行の関係会社は、金融当局による自己資本規制その他の銀行業務規制に加えて、業務範囲についての制限を受けており、これによって、ビジネスチャンスを追求できないことがあります。当行及び当行のいくつかの関係会社は、業務全般及び貸出資産分類に関して、金融庁またはその他の政府機関により検査を受けております。関連法規及び規制の遵守を怠った場合には、当行または当行のそれらの関係会社が銀行法第26条その他の法令の規定に基づく「業務改善命令」や「業務停止命令」といった行政処分を受けること等により、当行または当行のそれらの関係会社の業務に制限を受けたり、評価が悪化することがあります。

なお、当行または当行のそれらの関係会社は、これらの命令が発せられた際には、これを厳粛に受け止め、再発防止に向けた抜本的な措置を講じるとともに、全行・全社が一丸となってその履行に努めております。平成24年12月14日に、金融庁は、当行子会社である新生インベストメント・マネジメント株式会社に対して、証券取引等監視委員会の勧告に基づき、投資一任業務における投資対象資産の買付価格に関するデューディリジェンス態勢が不十分であり、善管注意義務違反の事実が認められたとして、業務改善命令を発しました。当行は、今回の同社に関する業務改善命令を厳粛に受け止め、当行グループにおける法令遵守の一層の徹底と内部管理体制の更なる強化に取り組み、再発防止に努めてまいります。

当行並びにその子会社及び関連会社は、コンシューマーファイナンス業務に関する規制、とりわけ貸金業法（並びに出資法及び利息制限法）の規制に服しています。これらの法令に係る最近の裁判所や金融庁による解釈及び平成18年12月20日に成立した改正法により、アプラスやシンキのコンシューマーファイナンス業務は影響を受けてきました。金融庁や他の政府機関によるコンシューマーファイナンス業務に対する規制上の監視強化によって、かかる業務に従事する当行の子会社や関連会社が適用法令の遵守を怠ったことが判明した場合、これらに対する行政措置がとられる可能性があります。

金融庁及びその他の規制機関は、最近、当行を含む銀行のお客さまに対する仕組預金商品の販売に関する監視及び検査を強化しています。仕組預金は通常の預金と異なる投資リスクを内包しているため、銀行は各顧客の知識、経験、財産の状況及び契約を締結する目的に応じて仕組預金の性質や詳細について適切な説明をすることを求められます。金融商品取引法には、仕組預金やその他の投資商品についての説明義務を強化する規定が盛り込まれており、これに伴って、銀行法上も、デリバティブ預金、外貨預金及び通貨オプション組入型預金等の投資性の強い預金について、広告等に関する規制や契約締結前の書面交付義務、適合性原則等、金融商品取引法上の行為規制が準用されることになっております。また、平成24年9月6日より一時的に募集・販売を停止しておりました円建て仕組預金については、平成24年12月17日より募集・販売を再開しておりますが、同日以降にお預け入れいただく際には、従来、預金保険の保護の範囲となっていた利息等の一部が預金保険の対象外となっており、お客さまに対して、その旨周知徹底を図っております。これらの新たな規制の導入に伴い、当行は、内部コンプライアンス体制のより一層の強化を図っておりますが、これらの遵守を怠った場合は、民事責任を負いまたは行政上の措置を受ける可能性があります。

2【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当行グループ（当行及び連結子会社）が判断したものであります。

[金融経済環境]

当第3四半期連結累計期間（平成24年4月1日～平成24年12月31日）において、国内景気は、長引く円高やデフレの影響を受けながらも、中途までは穏やかな回復基調にありましたが、その後、欧州債務問題の長期化、世界景気の減速等により、次第に弱い動きを見せるようになりました。しかしながら、年末あたりから一部に下げ止まりの兆しもみられ、今後は、復興需要の継続的な顕在化、輸出状況の改善、経済対策の効果等により再び回復に向かうことが期待されますが、海外経済環境を巡る不確実性は依然として高く、国内の厳しい雇用・所得環境等も踏まえれば、当面は厳しい局面が続くおそれもあり、景気が下押しされる懸念は払拭されておられません。

このような状況にあって、12月の衆議院選挙を経て発足した安倍新政権は、デフレ脱却、円高是正、経済再生に向け、大胆な金融緩和、機動的な財政出動、民需を喚起する成長戦略の策定等に迅速に取り組む意向であり、今後、新政権の実行力が試されることとなります。また、日本銀行は、4月、9月、10月、12月、さらに年明けの1月と、順次金融緩和の拡大を図ってきましたが、今後、政府との共同声明に基づき、2%の物価上昇率目標の実現に向けて、基本的にはより積極的な金融政策の実行・運営がなされるものと見られております。

こうした中、為替相場については、欧州債務問題や世界経済の減速を背景として円高傾向が続いておりましたが、新政権が標榜する大胆な金融緩和や円高是正に対する思惑もあって、年末に向けて円安の流れが強まったことから、12月末には米ドル円で約86円（3月末比約4円の円安）、ユーロ円で約114円（同比約4円の円安）となり、さらに年明け以降も円高是正の流れが続いております。次に国内金利については、長期金利（10年国債利回り）は、3月末には約1%であったものが、安全資産としての日本国債への資金流入や一層の金融緩和に対する思惑から約0.7%にまで低下しましたが、12月後半には株価の上昇に伴う資金移動等により、0.8%前後で推移しました。また、短期金利は引き続き低水準で推移しました。最後に日経平均株価については、期中、リスク回避の動きが強まって低迷する局面が長く続きましたが、特に11月の衆議院解散付近から上昇に向かい、12月末の終値は1万395円18銭（3月末比約310円の上昇）となりました。

[事業の経過及び成果]

当行は、平成23年3月期から平成25年3月期までを対象期間として中期経営計画を策定しております。同計画は「顧客基盤の再構築」と「収益力の安定化」に注力することを基本コンセプトとしており、現在、この実現に向け、業務に邁進しております。各ビジネス分野における業務の取り組み状況は以下の通りです。

(法人業務)

当行グループは、法人のお客さまに関する業務について、主として事業法人・公共法人向けファイナンス、アドバイザービジネスを行う「法人部門」と、金融市場・金融法人向けビジネスを行う「金融市場部門」により推進しております。

当行は、事業法人・公共法人・金融法人のお客さまの有する多様なニーズに最適なソリューションの提供に努めております。

平成24年3月より、技術や事業モデル等において潜在的な成長力を有する企業及び新たな事業領域や震災復興を含む地域経済の活性化につながる事業等を注力分野として、経営課題への多面的なソリューション提供を通じた成長産業の支援・育成を新たな戦略業務として打ち出し、法人部門が組織的に推進しております。既に具体的な案件に着手しており、近時では、福島県において、未上場企業をはじめとする成長産業育成のために組成された「ふくしま成長産業育成ファンド」に対して共同で投資しており、同ファンドにおいては既に第1号投資案件が実行されました。また、製造業を営む未上場企業のイノベーションの創出と活性化を促進すべく設立された「DCIハイテク製造業成長支援ファンド」に共同で出資いたしました。さらに、お客さまのアジア進出業務の支援業務についても、地場金融機関との業務提携等も活用して、注力しております。

また、引き続き、新規貸出先の開拓、金融機関のお客さま向けの運用商品その他の商品・サービス提供に注力するとともに、当行の独自性を活かしたヘルスケアファイナンスや企業再生ビジネスも積極的に取り組んでおります。このうち、ヘルスケアファイナンスでは、証券会社2社と共同で、個人投資家を対象に、ヘルスケア施設を運用対象資産とする不動産私募ファンドを国内で初めて組成しており、今後、ヘルスケアREIT創設を見据えたシリーズ化による展開も検討してまいります。さらに、不動産ファイナンス、企業買収ファイナンス等のスペシャルティファイナンス、アドバイザー、クレジットトレーディング、金融市場関連業務についても継続的に強化・推進しております。このうち、不動産ファイナンスにおいて、震災からの復興促進に寄与すべく、宮城県内において、主に震災復興従事者向けの中長期滞在型宿泊施設建設プロジェクトに対するノンリコースローンを、地銀2行とともに提供いたしました。

なお、自己勘定取引等により積み上がったノンコア資産の削減にも従来同様尽力しております。

また、法人部門傘下の昭和リース株式会社においては、引き続き、従来からの主力業務の推進はもとより、新規ビジネスの開拓・促進、他社との提携等を通じて、顧客基盤のさらなる拡充と収益力の向上に努めております。

12月14日に、当行子会社である新生インベストメント・マネジメント株式会社は、投資一任業務における投資対象資産の買付価格に関するデューディリジェンス態勢が不十分であり、善管注意義務違反があったとして、金融庁より業務改善命令を受けました。当行は、これを厳粛に受け止め、再発防止に努めるとともに、グループにおける法令遵守の一層の徹底、内部管理体制の更なる強化を図ってまいります。

(個人業務)

当行グループは、個人部門において、銀行本体によるリテールバンキング業務及び銀行本体や子会社によるコンシューマーファイナンス業務を推進しております。

リテールバンキング業務については、引き続きお客さまのニーズに適合した幅広い金融商品やサービスの提供に努めました。預金においては、まず、11月22日から翌年1月31日にかけて「冬の円定期キャンペーン」を実施しており、お客さまからご好評いただいております。さらに、2週間満期預金、外貨預金について積極的に推進しており、加えて、円建て仕組み預金について、一時募集・販売を停止しておりましたが、12月17日より、新規の預け入れ分から預金保険の保護の対象範囲を変更して募集・販売を再開いたしました。また、投信、定額年金保険をはじめとした保険商品等の、その他の運用商品においても、引き続き拡販を図りました。一方、住宅ローンにおいては、ユニークな商品特性を有する「パワースマート住宅ローン」がお客さまに高い評価を受け、順調に残高を積み上げており、さらに同商品に係り、お客さまのライフスタイルの変化に、より柔軟に対応すべく、月々の返済金額をコントロールできるサービス「コントロール返済」と、所定の要介護状態に備える保険「安心保障付団信」を付加した「安心バック」の取り扱いを開始し、更なる需要取り込みを図っております。加えて、定期的な資産運用セミナーの開催、ウェブサイト、フェイスブックやツイッター等も活用しての情報提供サービスの拡充等にも注力しました。これらの施策が高い評価を受けていることもあり、個人のお客さまからの預金は各ビジネスの積極的な展開に十分な水準で推移しており、当行の安定的な資金調達の確立にも大いに貢献しております。

コンシューマーファイナンス業務については、依然として改正貸金業法等の影響はあるものの、その度合いは弱まる傾向にあり、市場回復に向けた動きが明確になりつつある中であって、グループを挙げて、引き続き経営の合理化・効率化に取り組むとともに、積極的な業務展開を図っております。

当行は、平成23年10月より、新生フィナンシャル株式会社（以下「新生フィナンシャル」）から事業の一部を譲り受けて「新生銀行カードローン レイク」ブランドによる銀行本体での個人向け無担保ローン事業を開始し、現時点まで順調な立ち上がりを見せております。今後とも、これまでの約1年間に得た実績や知見等を活かしつつ、さらに同事業を拡充してまいります。主な子会社について申し上げますと、株式会社アプラスフィナンシャルにおいては、引き続き、ショッピングクレジット事業、クレジットカード事業、決済事業、個人ローン及び債権回収業務等につき、他社との提携も推進しながら、積極的に取り組んでおります。また、新生フィナンシャルにおいては、既存のお客さまへのサービス継続とともに、「新生銀行カードローン レイク」及び地銀等と提携しての個人向け無担保ローンにかかる信用保証業務の拡大に努めております。

(1) 業績の状況

<連結経営成績>

当第3四半期連結累計期間（以下「当第3四半期」）は、過年度の業績下振れリスクを払拭する措置により非経常的な要因が業績に与える影響が限定的となる中、顧客基盤の拡充、収益力の安定・向上に向けて引き続き積極的に業務を推進した結果、四半期純利益は前第3四半期連結累計期間（以下「前年同期」）を大きく上回り、当連結会計年度における当期純利益の計画達成に向けて着実に進捗いたしました。

当第3四半期の経常収益は2,816億円（前年同期比409億円減少）、経常費用は2,402億円（同比544億円減少）、経常利益は413億円（同比134億円増加）となりました。

資金利益は、消費者金融ファイナンス業務における貸出金残高の減少及びノンコア資産の圧縮等により、前年同期に比べて減少いたしました。一方、非資金利益（ネットの役務取引等利益、特定取引利益、その他業務利益の合計）については、非経常的な要因による影響が限定的となる中において、引き続きお客さまのニーズに即した商品・サービスの提供に積極的に取り組むとともに、ALM業務での国債売却益の増加もあって、着実に利益を計上しており、非資金利益と保有株式関連のネットの損益を合計しても、ノンコア資産である外国株式の売却益を計上した前第3四半期と概ね同水準となりました。次に、人件費、物件費といった経費については、業務基盤の拡充と業務効率化のバランスをとりながら、メリハリをつけた運営を行っており、前年同期とほぼ同水準となりました。また、与信関連費用については、貸出残高合計が増加し、また不動産ファイナンス等で貸倒引当金の追加計上を行ったものの、ノンコア資産の継続的な圧縮や与信管理強化が奏効して、従来のような大口の追加引当はなく、さらに消費者金融ファイナンス業務における貸出金の減少や債権の良質化等もあって、前年同期に比べて改善いたしました。

また、特別損益はネットで6億円の損失となり、さらに法人税等合計2億円（損）、少数株主利益26億円（損）を計上いたしました。この結果、当第3四半期の連結四半期純利益は378億円（前年同期比171億円増加）となり、前年同期を大きく上回り、中期経営計画で掲げる当連結会計年度の当期純利益計画510億円の達成に向けて着実に進捗いたしました。

セグメント別では、法人部門は、引き続き顧客基盤の拡充と収益力の安定化・向上に向けて積極的に取り組み、今までのリスク削減努力や与信管理の徹底により与信関連費用が減少した結果、堅調な業績となりました。

金融市場部門は、顧客基盤拡充に向けた弛まぬ営業努力、お客さまのニーズに適合した商品・サービスの提供推進等の結果、着実に利益を積み上げ、業績は前年同期から改善いたしました。

個人部門においては、まずリテールバンキング本部は、市中金利の低下による預金にかかる資金利益の減少等、厳しい状況にあって、顧客ニーズに合った商品の提供推進、継続的な効率化・合理化努力の結果、引き続き黒字を計上しました。

次に、消費者金融ファイナンス本部は、引き続き同本部傘下の子会社における貸出金の減少により資金利益が減少したものの、「新生銀行カードローン レイク」において順調に貸出金が増加したことから、減少ペースは緩やかになってきております。また、与信管理・回収体制の強化、いわゆる総量規制も影響しての債権良質化等により、与信関連費用の発生は抑制されており、さらに継続的な業務の効率化も奏効して、順調に利益を計上いたしました。

また、「経営勘定/その他」は、ALM業務を所管するトレジャリー本部における国債売却益の増加等により、業績は前年同期に比べて改善いたしました。

詳細は、「第一部 企業情報」「第4 経理の状況」「1 四半期連結財務諸表」「セグメント情報等」をご参照ください。

<連結財政状態>

当第3四半期末における連結財政状態については、総資産は9兆1,137億円（前連結会計年度末比5,041億円増加）、純資産は6,648億円（同比372億円増加）となりました。

主要な勘定残高については、貸出金は、住宅ローンの順調な増加、法人向け貸出業務の積極的推進、立ち上がり順調な「新生銀行カードローン レイク」を含めたコンシューマーファイナンス業務における減少ペース緩和により、4兆2,701億円（同比1,333億円増加）となりました。次に、有価証券は2兆1,683億円（同比2,948億円増加）となり、このうち国債残高は1兆5,964億円（同比3,112億円増加）となりました。一方、預金・譲渡性預金は5兆4,293億円（同比669億円増加）となり、当行の安定的な資金調達基盤の重要な柱である個人のお客さま向け預金を中心に、各業務の積極的な推進に十分な水準を維持しております。また、債券・社債は4,446億円（同比183億円減少）となりました。

不良債権については、金融再生法ベースの開示債権（単体）において、当第3四半期期末は2,694億円（前事業年度末は2,959億円）、不良債権比率は6.01%（前事業年度末は6.66%）と、いずれも改善いたしました。

銀行法に基づく連結自己資本比率（国内基準）及びTier1比率は、当第3四半期末において順に11.89%、10.04%となっており、いずれも前連結会計年度末を上回りました。

国内・海外別貸出金残高の状況

○ 業種別貸出状況（末残構成比）

業種別	前第3四半期連結会計期間		当第3四半期連結会計期間	
	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
国内（除く特別国際金融取引勘定分）	3,989,415	100.00	4,182,540	100.00
製造業	246,291	6.17	236,870	5.66
農業、林業	2,237	0.06	283	0.01
漁業	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	264	0.01	104	0.00
建設業	23,651	0.59	18,431	0.44
電気・ガス・熱供給・水道業	38,729	0.97	107,741	2.58
情報通信業	38,783	0.97	34,953	0.84
運輸業、郵便業	251,655	6.31	234,383	5.60
卸売業、小売業	73,850	1.85	82,791	1.98
金融業、保険業	660,293	16.55	699,038	16.71
不動産業	609,863	15.29	616,339	14.74
各種サービス業	309,502	7.76	310,166	7.42
地方公共団体	142,415	3.57	117,921	2.82
その他	1,591,877	39.90	1,723,514	41.21
海外及び特別国際金融取引勘定分	87,091	100.00	87,589	100.00
政府等	2,146	2.46	1,971	2.25
金融機関	1,214	1.39	977	1.12
その他	83,730	96.14	84,640	96.63
合計	4,076,506	—	4,270,130	—

(注) 1. 「国内」とは、当行及び国内連結子会社であります。

2. 「海外」とは、海外連結子会社であります。

(単体情報)

(参考) 当行の単体情報のうち、参考として以下の情報を掲げております。

1. 損益状況 (単体)

(1) 損益の概要

	前第3四半期累計期間 (百万円) (A)	当第3四半期累計期間 (百万円) (B)	増減 (百万円) (B) - (A)
業務粗利益	59,327	71,178	11,850
金銭の信託運用損益	11,325	4,848	△6,477
経費 (除く臨時処理分)	44,880	50,159	5,279
人件費	14,933	15,386	452
物件費	27,456	32,250	4,793
税金	2,489	2,522	32
実質業務純益	14,446	21,018	6,571
うち債券関係損益	△3,371	3,200	6,571
臨時損益(除く金銭の信託運用損益)	△11,848	△1,384	10,463
株式関係損益	1,358	297	△1,061
不良債権処理額	12,783	138	△12,645
貸出金償却	2,012	2,628	616
個別貸倒引当金繰入額	12,915	—	(注7)
特定海外債権引当勘定繰入額	△11	—	(注7)
償却債権取立益 (△)	△2,158	△2,347	△188
貸倒引当金戻入益 (△)	—	△143	(注7)
その他の債権売却損等	25	—	△25
その他臨時損益	△422	△1,543	△1,120
経常利益	4,863	18,167	13,304
特別損益	△1,436	△1,037	399
うち固定資産処分損益及び減損損失	△1,317	△718	598
税引前四半期純利益	3,427	17,130	13,703
法人税、住民税及び事業税	383	△258	△641
法人税等調整額	2,090	△512	△2,602
四半期純利益	953	17,901	16,948

(注) 1. 業務粗利益＝(資金運用収支＋金銭の信託運用見合費用)＋役員取引等収支＋特定取引収支＋その他業務収支＋金銭の信託運用損益

金銭の信託運用損益は臨時損益に含まれますが、当行が注力している投資銀行業務部門の損益であることから、本来業務にかかる損益ととらえております。

2. 実質業務純益＝業務粗利益－経費(除く臨時処理分)

3. 「金銭の信託運用見合費用」とは、金銭の信託取得に係る資金調達費用であり、本表では業務費用から控除されているものであります。

4. 臨時損益とは、損益計算書中「その他経常収益・費用」から一般貸倒引当金繰入額を除き、退職給付費用のうち臨時費用処理分等を加えたものであります。本表では、さらに金銭の信託運用損益を除いた金額を記載しております。

5. 債券関係損益＝国債等債券売却益＋国債等債券償還益－国債等債券売却損－国債等債券償還損－国債等債券償却

6. 株式関係損益＝株式等売却益－株式等売却損－株式等償却

7. 前第3四半期累計期間の貸倒引当金は全体で8,772百万円の繰入超(うち、一般貸倒引当金については4,131百万円の取崩)となっております。また当第3四半期累計期間の貸倒引当金は全体で143百万円の取崩超(うち、一般貸倒引当金については5,698百万円の取崩)のため、当該金額を貸倒引当金戻入益に計上しております。

2. ROE (単体)

	前第3四半期累計期間 (%)	当第3四半期累計期間 (%)
実質業務純益ベース	3.09	4.29
当期純利益ベース	0.20	3.66

3. 預金・債券・貸出金の状況 (単体)

(1) 預金・債券・貸出金の残高

	前事業年度 (百万円) (A)	当第3四半期累計期間 (百万円) (B)	増減 (百万円) (B)－(A)
預金 (末残)	5,788,219	5,697,726	△90,492
預金 (平残)	5,805,868	5,622,321	△183,547
債券 (末残)	296,839	274,865	△21,973
債券 (平残)	321,244	285,568	△35,676
貸出金 (末残)	4,102,638	4,237,131	134,493
貸出金 (平残)	4,022,217	4,160,876	138,658

(注) 預金には譲渡性預金を含んでおります。

(2) 個人・法人別預金残高（国内）

	前事業年度（百万円） （A）	当第3四半期会計期間 （百万円） （B）	増減（百万円） （B）－（A）
個人	4,659,724	4,672,850	13,125
法人	950,204	477,441	△472,763
合計	5,609,929	5,150,292	△459,637

（注） 譲渡性預金及び特別国際金融取引勘定分を除いております。

(3) 消費者ローン残高

	前事業年度（百万円） （A）	当第3四半期会計期間 （百万円） （B）	増減（百万円） （B）－（A）
消費者ローン残高	949,759	1,096,373	146,614
住宅ローン残高	931,097	1,044,887	113,790
その他ローン残高	18,662	51,486	32,823

(自己資本比率の状況)

(参考)

自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第19号。以下、「告示」という。）及び「告示」の特例である平成20年金融庁告示第79号、平成24年金融庁告示第56号に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。

また、当行は、国内基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては基礎的内部格付手法を採用するとともに、マーケット・リスク規制を導入しております。

連結自己資本比率（国内基準）

項目		平成24年3月31日	平成24年12月31日
		金額（百万円）	金額（百万円）
基本的項目 (Tier 1)	資本金	512,204	512,204
	うち非累積的永久優先株	—	—
	新株式申込証拠金	—	—
	資本剰余金	79,461	79,461
	利益剰余金	58,863	94,026
	自己株式（△）	72,558	72,558
	自己株式申込証拠金	—	—
	社外流出予定額（△）	2,653	—
	その他有価証券の評価差損（△）	—	—
	為替換算調整勘定	△1,117	660
	新株予約権	1,354	1,238
	連結子法人等の少数株主持分	59,768	60,416
	うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券	56,795	57,076
	営業権相当額（△）	—	—
	のれん相当額（△）	41,951	36,588
	企業結合等により計上される無形固定資産相当額（△）	16,262	13,365
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額（△）	9,740	9,582
	期待損失額が適格引当金を上回る額の50%相当額（△）	30,204	25,995
	繰延税金資産の控除前の基本的項目計 （上記各項目の合計額）	—	—
	繰延税金資産の控除金額（△）	—	—
計 (A)	537,163	589,919	
うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券 (注1)	23,613	23,785	

項目		平成24年 3 月 31 日	平成24年12月31日
		金額 (百万円)	金額 (百万円)
補完的項目 (Tier 2)	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の 45%相当額	—	—
	一般貸倒引当金	9,176	9,017
	適格引当金が期待損失額を上回る額	—	—
	負債性資本調達手段等	187,881	178,780
	うち永久劣後債務 (注2)	28,750	29,181
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株 (注3)	159,131	149,598
	計	197,058	187,797
	うち自己資本への算入額 (B)	197,058	187,797
準補完的項目 (Tier 3)	短期劣後債務	—	—
	うち自己資本への算入額 (C)	—	—
控除項目	控除項目 (注4) (D)	107,298	78,957
自己資本額	(A) + (B) + (C) - (D) (E)	626,923	698,758
リスク・アセ ット等	資産 (オン・バランス) 項目	4,537,475	4,436,716
	オフ・バランス取引等項目	908,616	821,999
	信用リスク・アセットの額 (F)	5,446,092	5,258,716
	マーケット・リスク相当額に係る額 ((H) / 8 %) (G)	268,885	247,602
	(参考) マーケット・リスク相当額 (H)	21,510	19,808
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額 ((J) / 8 %) (I)	387,523	369,102
	(参考) オペレーショナル・リスク相当額 (J)	31,001	29,528
	信用リスク・アセット調整額 (K)	—	—
	オペレーショナル・リスク相当額調整額 (L)	—	—
	計 ((F) + (G) + (I) + (K) + (L)) (M)	6,102,501	5,875,420
連結自己資本比率 (国内基準) = E/M × 100 (%)		10.27	11.89
(参考) Tier 1 比率 = A/M × 100 (%)		8.80	10.04

- (注) 1. 告示第28条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等 (海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。) であります。
2. 告示第29条第1項第3号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。
- (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
 - (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
 - (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
 - (4) 利払い義務の延期が認められるものであること
3. 告示第29条第1項第4号及び第5号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。
4. 告示第31条第1項第1号から第6号に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額、及び第2号に規定するものに対する投資に相当する額が含まれております。

単体自己資本比率（国内基準）

項目		平成24年3月31日	平成24年12月31日
		金額（百万円）	金額（百万円）
基本的項目 (Tier 1)	資本金	512,204	512,204
	うち非累積的永久優先株	—	—
	新株式申込証拠金	—	—
	資本準備金	79,465	79,465
	その他資本剰余金	—	—
	利益準備金	12,097	12,097
	その他利益剰余金	117,123	132,371
	その他	56,795	57,076
	自己株式（△）	72,558	72,558
	自己株式申込証拠金	—	—
	社外流出予定額（△）	2,653	—
	その他有価証券の評価差損（△）	—	—
	新株予約権	1,354	1,238
	営業権相当額（△）	—	—
	のれん相当額（△）	—	876
	企業結合により計上される無形固定資産相当額（△）	—	1,633
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額（△）	9,740	9,582
	期待損失額が適格引当金を上回る額の50%相当額（△）	31,782	30,191
	繰延税金資産の控除前の基本的項目計 （上記各項目の合計額）	—	—
	繰延税金資産の控除金額（△）	—	—
計 (A)	662,305	679,611	
うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券 (注1)	23,613	23,785	
うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券	56,795	57,076	

項目		平成24年 3 月 31 日	平成24年12月31日
		金額 (百万円)	金額 (百万円)
補完的項目 (Tier 2)	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の 45%相当額	—	—
	一般貸倒引当金	2,078	2,424
	適格引当金が期待損失額を上回る額	—	—
	負債性資本調達手段等	187,881	178,780
	うち永久劣後債務 (注2)	28,750	29,181
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株 (注3)	159,131	149,598
	計	189,960	181,204
	うち自己資本への算入額 (B)	189,960	181,204
準補完的項目 (Tier 3)	短期劣後債務	—	—
	うち自己資本への算入額 (C)	—	—
控除項目	控除項目 (注4) (D)	76,126	47,373
自己資本額	(A) + (B) + (C) - (D) (E)	776,139	813,442
リスク・ア セット等	資産 (オン・バランス) 項目	5,182,605	5,117,246
	オフ・バランス取引等項目	330,491	295,532
	信用リスク・アセットの額 (F)	5,513,097	5,412,779
	マーケット・リスク相当額に係る額 ((H) / 8%) (G)	258,002	236,746
	(参考) マーケット・リスク相当額 (H)	20,640	18,939
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額 ((J) / 8%) (I)	152,525	162,558
	(参考) オペレーショナル・リスク相当額 (J)	12,202	13,004
	信用リスク・アセット調整額 (K)	—	—
	オペレーショナル・リスク相当額調整額 (L)	—	—
	計 ((F) + (G) + (I) + (K) + (L)) (M)	5,923,625	5,812,084
単体自己資本比率 (国内基準) = E/M × 100 (%)		13.10	13.99
(参考) Tier 1 比率 = A/M × 100 (%)		11.18	11.69

(注) 1. 告示第40条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等 (海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。) であります。

2. 告示第41条第1項第3号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。

- (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
- (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
- (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
- (4) 利払い義務の延期が認められるものであること

3. 告示第41条第1項第4号及び第5号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限りております。

4. 告示第43条第1項第1号から第5号に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額が含まれております。

(*) 優先出資証券の概要

当行は、「海外特別目的会社の発行する優先出資証券」を以下のとおり発行し、連結自己資本比率（国内基準）における「基本的項目」の中の「うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券」及び単体自己資本比率（国内基準）における「基本的項目」の中の「その他」「うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券」に計上しております。

発行体	Shinsei Finance (Cayman) Limited	Shinsei Finance II (Cayman) Limited
発行証券の種類	配当非累積型永久優先出資証券	同左
償還期日	定めなし	同左
任意償還	平成28年7月以降の各配当支払日に任意償還可能（但し、金融庁の事前承認が必要）	平成28年7月以降、10年毎の各配当支払日に任意償還可能（但し、金融庁の事前承認が必要）
発行総額	38百万米ドル	24百万米ドル
払込日	平成18年2月23日	平成18年3月23日
配当支払日	毎年7月20日（但し、当該日が営業日でない場合は翌営業日とする）	毎年7月25日（但し、当該日が営業日でない場合は翌営業日とする）
配当率	平成28年7月の配当支払日までの配当期間については固定配当率（年6.418%）が適用される。それ以降の配当期間については変動配当率が適用されるとともにステップアップ配当が付与される。	平成28年7月の配当支払日までの配当期間については固定配当率（年7.16%）が適用される。それ以降の配当期間については変動配当率が適用される。なお、ステップアップ配当は付与されない。
配当支払に関する条件概要	以下の強制的配当停止事由及び任意配当停止事由のいずれにも該当しない場合、本優先出資証券に対して満額の配当が行われる。	同左
	強制的配当停止事由 破産事由、更生事由、清算事由、民事再生事由、支払不能事由、政府による宣言（注1）が発生した場合には、配当の支払は停止される。配当可能利益制限又は優先株式配当制限が適用される場合には、その適用に応じて配当は停止又は減額される。停止又は減額された配当は翌年度以降に累積しない。	同左
	配当可能利益制限 当行の配当可能金額（前年度末の配当可能利益から当年度に当行優先株式（注2）に対して行われた又は行われる配当を控除した額。本優先出資証券と類似する証券が存在する場合は配当可能金額はさらに調整される。）が本優先出資証券の当年度の配当額を下回る場合には、その配当可能金額を上限として本優先出資証券に対する配当は支払われる。当年度に配当可能金額が無い場合には、配当は支払われない。停止又は減額された配当は翌年度以降に累積しない。	同左
	優先株式配当制限 当行優先株式への配当が減額又は支払われない場合には、本優先出資証券に対する配当も同割合に減額され又は支払われない。停止又は減額された配当は翌年度以降に累積しない。	同左

発行体	Shinsei Finance (Cayman) Limited	Shinsei Finance II (Cayman) Limited
配当支払に関する条件概要(続き)	<p>任意配当停止事由</p> <p>当行は以下のいずれかの場合にはその裁量により配当を停止もしくは減額（監督事由でない場合）することができる。但し、下記(2)の場合でも、当行が当行優先株式に配当を行う場合には、同割合で本優先出資証券に対しても配当を支払うものとする。停止又は減額された配当は翌年度以降に累積しない。</p> <p>(1)監督事由（注3）が発生した場合。</p> <p>(2)直近に終了した会計年度について当行が当行普通株式に対する配当を行わない場合。</p>	同左
残余財産請求権	当行優先株式と実質的に同順位	同左

発行体	Shinsei Finance III (Cayman) Limited	
発行証券の種類	配当非累積型永久優先出資証券	同左
償還期日	定めなし	同左
任意償還	平成26年7月以降の各配当支払日に任意償還可能 (但し、金融庁の事前承認が必要)	同左
発行総額	15,600百万円	18,000百万円
払込日	平成21年3月30日	同左
配当支払日	毎年7月23日(但し、当該日が営業日でない場合は翌営業日とする)	同左
配当率	平成26年7月の配当支払日までの配当期間については固定配当率(年5.5%)が適用される。それ以降の配当期間については変動配当率が適用される。なお、ステップアップ配当は付与されない。	平成31年7月の配当支払日までの配当期間については固定配当率(年5.0%)が適用される。それ以降の配当期間については変動配当率が適用されるとともにステップアップ配当が付与される。
配当支払に関する条件概要	以下の強制的配当停止事由及び任意配当停止事由のいずれにも該当しない場合、本優先出資証券に対して満額の配当が行われる。	同左
	強制的配当停止事由 破産事由、更生事由、清算事由、民事再生事由、支払不能事由、政府による宣言(注1)が発生した場合には、配当の支払は停止される。配当可能利益制限又は優先株式配当制限が適用される場合には、その適用に応じて配当は停止又は減額される。停止又は減額された配当は翌年度以降に累積しない。	同左
	配当可能利益制限 当行の配当可能金額(前年度末の配当可能利益から当年度に当行優先株式(注2)に対して行われた又は行われる配当を控除した額。本優先出資証券と類似する証券が存在する場合は配当可能金額はさらに調整される。)が本優先出資証券の当年度の配当額を下回る場合には、その配当可能金額を上限として本優先出資証券に対する配当は支払われる。当年度に配当可能金額が無い場合には、配当は支払われない。停止又は減額された配当は翌年度以降に累積しない。	同左
	優先株式配当制限 当行優先株式への配当が減額又は支払われない場合には、本優先出資証券に対する配当も同割合に減額され又は支払われない。停止又は減額された配当は翌年度以降に累積しない。	同左

発行体	Shinsei Finance III (Cayman) Limited	
配当支払に関する条件概要(続き)	<p>任意配当停止事由</p> <p>当行は以下のいずれかの場合にはその裁量により配当を停止もしくは減額（監督事由でない場合）することができる。但し、下記(2)の場合でも、当行が当行優先株式に配当を行う場合には、同割合で本優先出資証券に対しても配当を支払うものとする。停止又は減額された配当は翌年度以降に累積しない。</p> <p>(1) 監督事由（注3）が発生した場合。</p> <p>(2) 直近に終了した会計年度について当行が当行普通株式に対する配当を行わない場合。</p>	同左
残余財産請求権	当行優先株式と実質的に同順位	同左

発行体	Shinsei Finance IV (Cayman) Limited	
発行証券の種類	配当非累積型永久優先出資証券	同左
償還期日	定めなし	同左
任意償還	平成26年7月以降の各配当支払日に任意償還可能 (但し、金融庁の事前承認が必要)	同左
発行総額	2,500百万円	6,600百万円
払込日	平成21年3月30日	同左
配当支払日	毎年7月23日(但し、当該日が営業日でない場合は翌営業日とする)	同左
配当率	平成31年7月の配当支払日までの配当期間については固定配当率(年5.0%)が適用される。それ以降の配当期間については変動配当率が適用されるとともにステップアップ配当が付与される。	平成26年7月の配当支払日までの配当期間については固定配当率(年5.5%)が適用される。それ以降の配当期間については変動配当率が適用される。なお、ステップアップ配当は付与されない。
配当支払に関する条件概要	以下の強制的配当停止事由及び任意配当停止事由のいずれにも該当しない場合、本優先出資証券に対して満額の配当が行われる。	同左
	強制的配当停止事由 破産事由、更生事由、清算事由、民事再生事由、支払不能事由、政府による宣言(注1)が発生した場合には、配当の支払は停止される。配当可能利益制限又は優先株式配当制限が適用される場合には、その適用に応じて配当は停止又は減額される。停止又は減額された配当は翌年度以降に累積しない。	同左
	配当可能利益制限 当行の配当可能金額(前年度末の配当可能利益から当年度に当行優先株式(注2)に対して行われた又は行われる配当を控除した額。本優先出資証券と類似する証券が存在する場合は配当可能金額はさらに調整される。)が本優先出資証券の当年度の配当額を下回る場合には、その配当可能金額を上限として本優先出資証券に対する配当は支払われる。当年度に配当可能金額が無い場合には、配当は支払われない。停止又は減額された配当は翌年度以降に累積しない。	同左
	優先株式配当制限 当行優先株式への配当が減額又は支払われない場合には、本優先出資証券に対する配当も同割合に減額され又は支払われない。停止又は減額された配当は翌年度以降に累積しない。	同左

発行体	Shinsei Finance IV (Cayman) Limited	
配当支払に関する条件概要(続き)	<p>任意配当停止事由</p> <p>当行は以下のいずれかの場合にはその裁量により配当を停止もしくは減額（監督事由でない場合）することができる。但し、下記(2)の場合でも、当行が当行優先株式に配当を行う場合には、同割合で本優先出資証券に対しても配当を支払うものとする。停止又は減額された配当は翌年度以降に累積しない。</p> <p>(1) 監督事由（注3）が発生した場合。</p> <p>(2) 直近に終了した会計年度について当行が当行普通株式に対する配当を行わない場合。</p>	同左
残余財産請求権	当行優先株式と実質的に同順位	同左

発行体	Shinsei Finance V (Cayman) Limited	
発行証券の種類	配当非累積型永久優先出資証券	同左
償還期日	定めなし	同左
任意償還	平成27年7月以降の各配当支払日に任意償還可能 (但し、金融庁の事前承認が必要)	同左
発行総額	4,000百万円	5,000百万円
払込日	平成21年10月2日	同左
配当支払日	毎年7月23日(但し、当該日が営業日でない場合は翌営業日とする)	同左
配当率	平成27年7月の配当支払日までの配当期間については固定配当率(年5.5%)が適用される。それ以降の配当期間については変動配当率が適用される。なお、ステップアップ配当は付与されない。	変動配当率(円LIBOR(12ヶ月物)+4.55%)が適用される。なお、ステップアップ配当は付与されない。
配当支払に関する条件概要	以下の強制的配当停止事由及び任意配当停止事由のいずれにも該当しない場合、本優先出資証券に対して満額の配当が行われる。	同左
	強制的配当停止事由 破産事由、更生事由、清算事由、民事再生事由、支払不能事由、政府による宣言(注1)が発生した場合には、配当の支払は停止される。配当可能利益制限又は優先株式配当制限が適用される場合には、その適用に応じて配当は停止又は減額される。停止又は減額された配当は翌年度以降に累積しない。	同左
	配当可能利益制限 当行の配当可能金額(前年度末の配当可能利益から当年度に当行優先株式(注2)に対して行われた又は行われる配当を控除した額。本優先出資証券と類似する証券が存在する場合は配当可能金額はさらに調整される。)が本優先出資証券の当年度の配当額を下回る場合には、その配当可能金額を上限として本優先出資証券に対する配当は支払われる。当年度に配当可能金額が無い場合には、配当は支払われない。停止又は減額された配当は翌年度以降に累積しない。	同左
	優先株式配当制限 当行優先株式への配当が減額又は支払われない場合には、本優先出資証券に対する配当も同割合に減額され又は支払われない。停止又は減額された配当は翌年度以降に累積しない。	同左

発行体	Shinsei Finance V (Cayman) Limited	
配当支払に関する条件概要(続き)	<p>任意配当停止事由</p> <p>当行は以下のいずれかの場合にはその裁量により配当を停止もしくは減額（監督事由でない場合）することができる。但し、下記(2)の場合でも、当行が当行優先株式に配当を行う場合には、同割合で本優先出資証券に対しても配当を支払うものとする。停止又は減額された配当は翌年度以降に累積しない。</p> <p>(1)監督事由（注3）が発生した場合。</p> <p>(2)直近に終了した会計年度について当行が当行普通株式に対する配当を行わない場合。</p>	同左
残余財産請求権	当行優先株式と実質的に同順位	同左

- (注) 1. 破産事由：破産法に基づく破産手続の開始決定
更生事由：会社更生法に基づく会社更生手続の開始決定
清算事由：会社法に基づく解散や清算手続の開始
民事再生事由：民事再生法に基づく民事再生手続の開始決定
支払不能事由：①債務不履行又はその恐れのある場合、又は当該配当により債務不履行又はその恐れのある場合。
②債務超過であるか又は当該配当により債務超過となる場合。
政府による宣言：監督当局が、当行が支払不能又は債務超過の状態にあること、あるいは当行を公的管理下に置くこと、又は第三者に譲渡することを宣言した場合。
2. 当行により直接発行され、配当支払に関して最も優先順位の高い優先株式。
3. 当行の自己資本比率又は基本的項目の比率が、銀行規制により要求される最低水準を下回っているか、又は当該配当により下回ることとなる場合。

(資産の査定)

(参考)

資産の査定は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号)第6条に基づき、当行の貸借対照表の社債(当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。)、貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金、支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに貸借対照表に注記することとされている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は貸借契約によるものに限る。)について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

2. 危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。

3. 要管理債権

要管理債権とは、3カ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。

4. 正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記1. から3. までの掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。

資産の査定額

債権の区分	平成24年3月31日	平成24年12月31日
	金額(億円)	金額(億円)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	491	514
危険債権	2,452	2,122
要管理債権	16	59
正常債権	41,499	42,170

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	4,000,000,000
計	4,000,000,000

②【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成24年12月31日)	提出日現在発行数 (株) (平成25年2月14日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	2,750,346,891	2,750,346,891	東京証券取引所 (市場第一部)	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当行における標準となる株式であり、単元株式数は、1,000株であります。
計	2,750,346,891	2,750,346,891	—	—

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (千株)	発行済株式総 数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増減 額(百万円)	資本準備金残 高(百万円)
平成24年10月1日～ 平成24年12月31日	—	2,750,346	—	512,204	—	79,465

(6)【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成24年9月30日）に基づく株主名簿による記載をしております。

①【発行済株式】

平成24年12月31日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式（自己株式等）	—	—	—
議決権制限株式（その他）	—	—	—
完全議決権株式（自己株式等）	普通株式 96,427,000	—	単元株式数1,000株
完全議決権株式（その他）	普通株式 2,653,696,000	2,653,696	(注) 1
単元未満株式	普通株式 223,891	—	(注) 2
発行済株式総数	2,750,346,891	—	—
総株主の議決権	—	2,653,696	—

- (注) 1. 株式会社証券保管振替機構名義の株式が8,000株（議決権8個）含まれております。
2. 当行所有の自己株式が644株含まれております。

②【自己株式等】

平成24年12月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数（株）	他人名義所有 株式数（株）	所有株式数の 合計（株）	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合（%）
株式会社新生銀行	東京都中央区日本橋室町 二丁目4番3号	96,427,000	—	96,427,000	3.50
計	—	96,427,000	—	96,427,000	3.50

(注) 上記「①発行済株式」の「完全議決権株式（自己株式等）」の内訳であります。

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1. 当行の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に準拠しております。
2. 当行は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期連結会計期間（自平成24年10月1日 至平成24年12月31日）及び第3四半期連結累計期間（自平成24年4月1日 至平成24年12月31日）に係る四半期連結財務諸表について、有限責任監査法人トーマツの四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】
 (1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成24年12月31日)
資産の部		
現金預け金	413,721	460,203
コールローン及び買入手形	15,745	—
買現先勘定	18,362	58,510
債券貸借取引支払保証金	114,080	55,659
買入金銭債権	130,943	122,825
特定取引資産	202,675	312,995
金銭の信託	267,628	249,704
有価証券	1,873,493	2,168,342
貸出金	※1 4,136,827	※1 4,270,130
外国為替	18,896	26,629
リース債権及びリース投資資産	197,432	196,487
その他資産	※1, ※2 686,716	※1, ※2 707,070
有形固定資産	54,131	54,780
無形固定資産	※3, ※4 81,053	※3, ※4 70,652
債券繰延資産	135	103
繰延税金資産	15,834	16,075
支払承諾見返	562,624	514,586
貸倒引当金	△180,633	△170,970
資産の部合計	8,609,672	9,113,787
負債の部		
預金	5,184,326	5,213,424
譲渡性預金	178,084	215,912
債券	294,139	272,165
コールマネー及び売渡手形	210,163	143,086
売現先勘定	—	8,635
債券貸借取引受入担保金	148,590	335,258
特定取引負債	176,044	244,350
借入金	476,731	617,249
外国為替	11	95
短期社債	50,700	66,800
社債	168,797	172,457
その他負債	465,698	594,274
賞与引当金	7,262	4,720
役員賞与引当金	40	34
退職給付引当金	7,027	7,275
役員退職慰労引当金	231	228
利息返還損失引当金	50,913	38,059
特別法上の引当金	1	1
繰延税金負債	626	274
支払承諾	562,624	514,586
負債の部合計	7,982,014	8,448,890

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成24年12月31日)
純資産の部		
資本金	512,204	512,204
資本剰余金	79,461	79,461
利益剰余金	58,863	94,026
自己株式	△72,558	△72,558
株主資本合計	577,970	613,133
その他有価証券評価差額金	△674	△488
繰延ヘッジ損益	△11,754	△11,415
為替換算調整勘定	△1,117	660
その他の包括利益累計額合計	△13,545	△11,242
新株予約権	1,354	1,238
少数株主持分	61,877	61,767
純資産の部合計	627,657	664,897
負債及び純資産の部合計	8,609,672	9,113,787

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】
 【四半期連結損益計算書】
 【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年12月31日)
経常収益	322,583	281,615
資金運用収益	121,772	111,247
(うち貸出金利息)	106,874	97,365
(うち有価証券利息配当金)	13,777	12,541
役務取引等収益	36,393	29,921
特定取引収益	11,022	15,501
その他業務収益	※1 122,080	※1 103,393
その他経常収益	※2 31,314	※2 21,551
経常費用	294,625	240,223
資金調達費用	33,079	27,018
(うち預金利息)	22,306	17,306
(うち借入金利息)	4,272	3,971
(うち社債利息)	4,228	3,976
役務取引等費用	16,305	15,933
特定取引費用	3,064	1,509
その他業務費用	※3 91,878	※3 72,314
営業経費	※4 106,380	※4 105,376
その他経常費用	※5 43,917	※5 18,071
経常利益	27,958	41,391
特別利益	※6 2,762	※6 561
特別損失	※7 1,998	※7 1,233
税金等調整前四半期純利益	28,721	40,720
法人税等	5,345	210
少数株主損益調整前四半期純利益	23,376	40,510
少数株主利益	2,745	2,692
四半期純利益	20,630	37,817

【四半期連結包括利益計算書】
【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年12月31日)
少数株主損益調整前四半期純利益	23,376	40,510
その他の包括利益	4,766	2,648
その他有価証券評価差額金	8,277	△1
繰延ヘッジ損益	△2,539	338
為替換算調整勘定	△565	1,590
持分法適用会社に対する持分相当額	△406	720
四半期包括利益	28,142	43,158
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	26,106	40,120
少数株主に係る四半期包括利益	2,036	3,038

【会計方針の変更等】

当第3四半期連結累計期間
 (自 平成24年4月1日
 至 平成24年12月31日)

(会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更)

当行及び国内連結子会社は、法人税法の改正に伴い、第1四半期連結会計期間より、平成24年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。

なお、この変更による当第3四半期連結累計期間の損益に与える影響は軽微であります。

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

	当第3四半期連結累計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年12月31日)
税金費用の計算	税金費用は、当第3四半期連結累計期間を含む年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じることにより算定しております。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

※1. 貸出金のうち、リスク管理債権は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成24年12月31日)
破綻先債権額	8,145百万円	18,984百万円
延滞債権額	316,727百万円	278,928百万円
3カ月以上延滞債権額	1,754百万円	1,808百万円
貸出条件緩和債権額	45,321百万円	41,043百万円
合計額	371,949百万円	340,764百万円

また、「その他資産」に含まれる割賦売掛金のうち、リスク管理債権は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成24年12月31日)
破綻先債権額	368百万円	263百万円
延滞債権額	10,259百万円	9,052百万円
3カ月以上延滞債権額	320百万円	348百万円
貸出条件緩和債権額	1,564百万円	1,243百万円
合計額	12,513百万円	10,907百万円

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

※2. その他資産には、割賦売掛金が含まれております。

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成24年12月31日)
割賦売掛金	347,935百万円	360,114百万円

※3. のれん及び負ののれんは相殺して無形固定資産に含めて表示しております。
相殺前の金額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成24年12月31日)
のれん	47,574百万円	41,939百万円
負ののれん	5,623百万円	5,351百万円
差引額	41,951百万円	36,588百万円

※4. 無形固定資産には、連結子会社に対する支配権獲得時における全面時価評価法の適用により計上された無形資産が含まれております。

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成24年12月31日)
無形資産	16,262百万円	13,365百万円

(四半期連結損益計算書関係)

※1. その他業務収益には、次のものを含んでおります。

	前第3四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年12月31日)
リース収入	69,114百万円	65,398百万円

※2. その他経常収益には、次のものを含んでおります。

	前第3四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年12月31日)
償却債権取立益	8,641百万円	8,298百万円
金銭の信託運用益	6,704百万円	6,871百万円
株式等売却益	7,176百万円	1,080百万円

※3. その他業務費用には、次のものを含んでおります。

	前第3四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年12月31日)
リース原価	59,062百万円	57,309百万円

※4. 営業経費には、次のものを含んでおります。

	前第3四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年12月31日)
のれん償却額	5,863百万円	5,363百万円
無形資産償却額 (注) 1	3,256百万円	2,897百万円

(注) 1. 昭和リース株式会社及び新生フィナンシャル株式会社並びにそれらの連結子会社に対する支配権獲得時における全面時価評価法の適用により計上された無形資産の償却額であります。

※5. その他経常費用には、次のものを含んでおります。

	前第3四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年12月31日)
貸倒引当金繰入額	16,660百万円	10,244百万円
利息返還損失引当金繰入額	11,832百万円	一百万円

※6. 特別利益には、次のものを含んでおります。

	前第3四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年12月31日)
子会社株式売却益	2,247百万円	150百万円

※7. 特別損失には、次のものを含んでおります。

	前第3四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年12月31日)
固定資産減損損失	906百万円	680百万円
固定資産処分損	650百万円	65百万円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期連結累計期間に係る減価償却費（のれん及び無形資産を除く無形固定資産に係る償却費を含む。）、のれんの償却額及び無形資産償却額は、次のとおりであります。

	前第3四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年12月31日)
減価償却費（リース賃貸資産を除く）	7,401百万円	7,871百万円
のれんの償却額	5,863百万円	5,363百万円
無形資産償却額	3,256百万円	2,897百万円

(株主資本等関係)

前第3四半期連結累計期間（自平成23年4月1日 至平成23年12月31日）

1. 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成23年5月12日 取締役会	普通株式	2,653	1.00	平成23年3月31日	平成23年6月2日	その他利益 剰余金

2. 基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間の末日後となるもの
該当事項はありません。

当第3四半期連結累計期間（自平成24年4月1日 至平成24年12月31日）

1. 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成24年5月8日 取締役会	普通株式	2,653	1.00	平成24年3月31日	平成24年5月31日	その他利益 剰余金

2. 基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間の末日後となるもの
該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第3四半期連結累計期間（自平成23年4月1日 至平成23年12月31日）

1. 報告セグメントごとの業務粗利益及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：百万円)

	法人部門					金融市場部門		
	法人営業本部	ストラクチャードファイナンス本部	プリンシパルトランザクションズ本部	昭和リース	その他法人部門	金融法人本部	市場営業本部	その他金融市場部門
業務粗利益	5,211	16,080	9,269	10,512	8,168	2,136	3,081	1,440
資金利益 (△は損失)	6,797	12,840	2,267	△2,056	△273	1,081	885	379
非資金利益 (△は損失)	△1,585	3,240	7,002	12,569	8,441	1,055	2,195	1,061
経費	5,240	3,620	2,892	5,800	1,113	1,759	2,464	3,108
与信関連費用 (△は益)	△1,549	10,372	△319	△224	813	△283	△1,679	△687
セグメント利益 (△は損失)	1,520	2,087	6,696	4,936	6,241	660	2,295	△980

	個人部門				経営勘定/その他		合計
	リテールバンキング本部	コンシューマーファイナンス本部			トレジャリー本部	その他	
		新生フィナンシャル	アプラスフィナンシャル	その他			
業務粗利益	27,769	39,955	36,716	1,318	△4,514	△2,118	155,028
資金利益 (△は損失)	22,378	42,735	9,807	1,174	△7,011	△2,313	88,692
非資金利益 (△は損失)	5,390	△2,779	26,908	144	2,496	194	66,335
経費	23,390	23,242	22,616	255	817	△787	95,536
与信関連費用 (△は益)	1,269	△2,990	6,874	158	-	196	11,949
セグメント利益 (△は損失)	3,108	19,704	7,225	905	△5,332	△1,527	47,542

(注) 1. 一般事業会社の売上高に代えて、経営管理上の業務粗利益を記載しております。経営管理上の業務粗利益は、資金運用収支、役員取引等収支、特定取引収支、その他業務収支、金銭の信託運用損益、株式関連損益等の合計であり、収支とは、収益と費用の差額であります。これらの収支および損益は、当行グループ本来の業務による収益と費用を表したものであります。

事業セグメント間の資金収支については内部の仕切レートを基準に算出してあります。また、間接部門の経費は、予め決められた経費配賦ルールに基づき、期初に設定した予算に応じて各事業セグメントに賦課してあります。

2. 経費は、営業経費から、のれん償却額、無形資産償却額、及び臨時的な費用を控除したものであります。なお、臨時的な費用には、退職給付費用の数理計算上の差異の償却及びその他臨時費用が含まれてあります。

3. 与信関連費用は、貸倒引当金繰入額、貸倒引当金戻入益、貸出金償却、債権処分損、及び償却債権取立益によって構成されてあります。

4. 「新生フィナンシャル」には、平成23年10月1日付けで当行が新生フィナンシャル(株)より譲り受けた個人向け無担保カードローン事業「新生銀行カードローンレイク」、及びシンキ(株)の損益が含まれてあります。

5. 『経営勘定/その他』の「その他」には、報告セグメントに含まれない全社損益、予算配賦した経費の予実差異の金額、セグメント間取引消去額等が含まれてあります。

2. 報告セグメントの利益又は損失の金額の合計額と四半期連結損益計算書計上額との差額及び当該差額の主な内容（差異調整に関する事項）

（単位：百万円）

利益	金額
セグメント利益計	47,542
のれん償却額	△5,863
無形資産償却額	△3,256
臨時的な費用	△1,724
利息返還損失引当金繰入額	△11,832
その他	3,092
四半期連結損益計算書の経常利益	27,958

当第3四半期連結累計期間（自平成24年4月1日 至平成24年12月31日）

1. 報告セグメントごとの業務粗利益及び利益又は損失の金額に関する情報

（単位：百万円）

	法人部門					金融市場部門		
	法人営業本部	ストラクチャードファイナンス本部	プリンシパルトランザクションズ本部	昭和リース	その他法人部門	金融法人本部	市場営業本部	その他金融市場部門
業務粗利益	10,430	14,749	8,723	9,817	△122	3,291	5,030	1,803
資金利益 （△は損失）	7,559	12,668	3,435	△1,677	△219	1,225	1,024	64
非資金利益 （△は損失）	2,870	2,081	5,287	11,494	97	2,065	4,005	1,739
経費	4,826	3,476	2,844	5,731	1,151	1,749	2,412	2,639
与信関連費用 （△は益）	△2,477	3,821	△462	△1,346	1,664	△1,817	△53	△207
セグメント利益 （△は損失）	8,080	7,452	6,341	5,432	△2,937	3,360	2,670	△628

	個人部門				経営勘定/その他		合計
	リテールバンキング本部	コンシューマーファイナンス本部			トレジャリー本部	その他	
		新生フィナンシャル	アプラスフィナンシャル	その他			
業務粗利益	24,511	33,396	35,748	1,214	3,341	△1,618	150,316
資金利益 （△は損失）	19,706	36,216	7,174	1,059	△2,022	△1,985	84,229
非資金利益 （△は損失）	4,805	△2,819	28,573	155	5,363	366	66,086
経費	23,007	21,859	24,820	368	970	△209	95,649
与信関連費用 （△は益）	△22	1,149	4,218	△72	-	437	4,831
セグメント利益 （△は損失）	1,526	10,387	6,709	919	2,370	△1,847	49,835

- （注）1. 一般事業会社の売上高に代えて、経営管理上の業務粗利益を記載しております。経営管理上の業務粗利益は、資金運用収支、役員取引等収支、特定取引収支、その他業務収支、金銭の信託運用損益、株式関連損益等の合計であり、収支とは、収益と費用の差額であります。これらの収支および損益は、当行グループ本来の業務による収益と費用を表したものであります。事業セグメント間の資金収支については内部の仕切レートを基準に算出しております。また、間接部門の経費は、予め決められた経費配賦ルールに基づき、期初に設定した予算に応じて各事業セグメントに賦課しております。
2. 経費は、営業経費から、のれん償却額、無形資産償却額、及び臨時的な費用を控除したものであります。なお、臨時的な費用には、退職給付費用の数理計算上の差異の償却及びその他臨時費用が含まれております。
3. 与信関連費用は、貸倒引当金繰入額、貸倒引当金戻入益、貸出金償却、債権処分損、及び償却債権取立益によって構成されております。
4. 「新生フィナンシャル」には、平成23年10月1日付けで当行が新生フィナンシャル(株)より譲り受けた個人向け無担保カードローン事業「新生銀行カードローンレイク」、及びシンキ(株)の損益が含まれております。
5. 当第3四半期連結累計期間に、今後の投資資産ポートフォリオ運営管理の観点から、一部の持分法適用関連会社投資について、セグメントを移管しました。具体的には『法人部門』の「その他法人部門」セグメントで管理していた日盛金融控股股份有限公司は「プリンシパルトランザクションズ本部」セグメントへ、『金融市場部門』の「その他金融市場部門」セグメントで管理していたComox Holdings Ltd.は「市場営業本部」セグメントへ移管しました。
6. 『経営勘定/その他』の「その他」には、報告セグメントに含まれない全社損益、予算配賦した経費の予実差異の金額、セグメント間取引消去額等が含まれております。

2. 報告セグメントの利益又は損失の金額の合計額と四半期連結損益計算書計上額との差額及び当該差額の主な内容（差異調整に関する事項）

（単位：百万円）

利益	金額
セグメント利益計	49,835
のれん償却額	△5,363
無形資産償却額	△2,897
臨時的な費用	△1,466
利息返還損失引当金繰入額	-
その他	1,283
四半期連結損益計算書の経常利益	41,391

3. 報告セグメントの変更等に関する事項

報告セグメントの区分方法の変更

当行グループは、平成24年4月27日付けで、組織体制の見直しを行い、『法人部門』の「その他法人部門」セグメント内のアドバイザー本部を廃止し、傘下のコーポレートアドバイザー部、ソリューションアドバイザー部、アセットソリューション部の3部に含まれていたアドバイザー業務を、『法人部門』の「法人営業本部」セグメントに新設する企業情報部に統合した結果、これに係る報告セグメントの区分変更が生じております。また、平成24年7月1日付けの組織変更により、「トレジャリー本部」セグメントを『金融市場部門』から『経営勘定／その他』へ移動しております。

なお、前掲の前第3四半期連結累計期間の報告セグメントごとの業務粗利益及び利益又は損失の金額に関する情報は、当第3四半期連結累計期間の報告セグメントの区分に基づき作成しております。

(金融商品関係)

前連結会計年度(平成24年3月31日)

(単位:百万円)

科目	連結貸借対照表 計上額	時価	差額 (△は損)
(1) 買入金銭債権(*1)	129,747	129,827	79
(2) 特定取引資産 売買目的有価証券	58,444	58,444	—
(3) 金銭の信託(*1)	267,040	268,932	1,892
(4) 有価証券(*2)	1,773,311	1,780,345	7,033
(5) 貸出金(*3) 貸倒引当金	4,136,827 △140,609 3,996,218	4,106,373	110,155
(6) リース債権及びリース投資資産(*1)	192,093	193,838	1,744
(7) その他資産 割賦売掛金 割賦利益繰延 貸倒引当金	347,935 △11,840 △11,408 324,686	340,682	15,996
(8) 預金	5,184,326	5,213,642	△29,316
(9) 譲渡性預金	178,084	178,048	36
(10) 債券	294,139	295,192	△1,053
(11) 特定取引負債 売付商品債券	48,058	48,058	—
(12) 借入金	476,731	475,280	1,450
(13) 短期社債	50,700	50,700	—
(14) 社債	168,797	154,623	14,173
(15) デリバティブ取引(*4) ヘッジ会計が適用されていないもの ヘッジ会計が適用されているもの デリバティブ取引計	△25,567 △18,494 △44,062	△25,567 △18,494 △44,062	— — —

(単位:百万円)

	契約額等	時価
その他 債務保証契約(*5)	562,624	△4,101

(*1) 買入金銭債権、金銭の信託並びにリース債権及びリース投資資産に対する貸倒引当金については、重要性が乏しいため、連結貸借対照表計上額から直接減額しております。

(*2) 非上場株式及び一部の組合出資金等については、時価を把握することが極めて困難と認められるため、含めておりません。

(*3) 貸出金のうち、連結子会社が保有する消費者金融債権(463,248百万円)について、将来の利息返還の請求に伴う損失に備えるため、50,913百万円の利息返還損失引当金を計上しております。

(*4) 特定取引資産・負債及びその他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。

デリバティブによって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、△で表示しております。

(*5) 債務保証契約の「契約額等」は、「支払承諾」の連結貸借対照表計上額を記載しております。

（単位：百万円）

科目	四半期連結貸借 対照表計上額	時価	差額 (△は損)
(1) 買入金銭債権 (*1)	121,722	122,075	352
(2) 特定取引資産 売買目的有価証券	87,139	87,139	—
(3) 金銭の信託 (*1)	249,556	253,430	3,873
(4) 有価証券 (*2)	2,085,320	2,089,762	4,441
(5) 貸出金 (*3) 貸倒引当金	4,270,130 △130,729		
	4,139,401	4,246,394	106,993
(6) リース債権及びリース投資資産 (*1)	191,924	192,574	649
(7) その他資産 割賦売掛金 割賦利益繰延 貸倒引当金	360,114 △11,970 △10,691		
	337,452	352,858	15,405
(8) 預金	5,213,424	5,234,751	△21,326
(9) 譲渡性預金	215,912	215,915	△2
(10) 債券	272,165	272,717	△551
(11) 特定取引負債 売付商品債券	55,474	55,474	—
(12) 借入金	617,249	615,788	1,460
(13) 短期社債	66,800	66,800	—
(14) 社債	172,457	167,632	4,824
(15) デリバティブ取引 (*4) ヘッジ会計が適用されていないもの ヘッジ会計が適用されているもの	△5,338 △16,584	△5,338 △16,584	— —
デリバティブ取引計	△21,922	△21,922	—

（単位：百万円）

	契約額等	時価
その他 債務保証契約 (*5)	514,586	△3,459

(*1) 買入金銭債権、金銭の信託並びにリース債権及びリース投資資産に対する貸倒引当金については、重要性が乏しいため、四半期連結貸借対照表計上額から直接減額しております。

(*2) 非上場株式及び一部の組合出資金等については、時価を把握することが極めて困難と認められるため、含めておりません。

(*3) 貸出金のうち、連結子会社が保有する消費者金融債権（398,800百万円）について、将来の利息返還の請求に伴う損失に備えるため、38,059百万円の利息返還損失引当金を計上しております。

(*4) 特定取引資産・負債及びその他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。

デリバティブによって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、△で表示しております。

(*5) 債務保証契約の「契約額等」は、「支払承諾」の四半期連結貸借対照表計上額を記載しております。

（注） 金融商品の時価の算定方法

(1) 買入金銭債権

買入金銭債権については、取引金融機関から提示された価格又は割引現在価値によって算定した価格によっております。

(2) 特定取引資産

特定取引目的で保有する債券等の有価証券については、市場価格、取引金融機関から提示された価格又は割引現在価値によって算定した価格によっております。

(3) 金銭の信託

金銭の信託については、信託財産の構成物である資産の内容に応じて、割引現在価値等によって算定した価格を時価としております。

なお、満期保有目的の金銭の信託及びその他の金銭の信託に関する注記事項については、「(金銭の信託関係)」に記載しております。

(4) 有価証券

株式は取引所の価格によっております。債券は市場価格、取引金融機関から提示された価格又は割引現在価値によって算定した価格によっております。

なお、満期保有目的の債券及びその他有価証券に関する注記事項については、「(有価証券関係)」に記載しております。

(5) 貸出金

貸出金のうち、固定金利によるものは約定キャッシュ・フローを、変動金利によるものは四半期連結決算日(連結決算日)時点のフォワードレートに基づいた見積りキャッシュ・フローを、見積期間に対応したリスクフリーレートに内部格付に対応したCDSスプレッド等(担保考慮後)の信用リスクを加味した利率で割り引いて時価を算定しております。なお、住宅ローンは、同様の新規貸付を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。また、消費者金融債権は、商品種類や対象顧客に基づく類似のキャッシュ・フローを生み出すと考えられる単位ごとに、期待損失率を反映した見積りキャッシュ・フローを、見積期間に対応したリスクフリーレートに一定の経費率等を加味した利率で割り引いて時価を算定しております。

破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、キャッシュ・フロー見積法又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は四半期連結決算日(連結決算日)における四半期連結貸借対照表(連結貸借対照表)上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

(6) リース債権及びリース投資資産

リース債権及びリース投資資産は、リース対象資産の商品分類等に基づく単位ごとに、主として約定キャッシュ・フローを、リスクフリーレートに信用リスク及び一定の経費率等を加味した利率で割り引いて時価を算定しております。

(7) 割賦売掛金

割賦売掛金については、商品種類に基づく単位ごとに、主として期限前返済による影響を反映した見積りキャッシュ・フローを、リスクフリーレートに信用リスク及び一定の経費率等を加味した利率で割り引いて時価を算定しております。

(8) 預金、及び(9) 譲渡性預金

当座預金、普通預金など預入期間の定めがない要求払預金については、四半期連結決算日(連結決算日)に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。また、その他の預金で預入期間があっても短期間(6ヶ月以内)のものは、時価が帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

定期預金の時価は、満期までの約定キャッシュ・フローを、同様の預金を新規に受け入れる際に使用する利率で割り引いて時価を算定しております。

(10) 債券、及び(14) 社債

公募債で市場価格の存在するものについては、当該市場価格を時価としております。

市場価格のないMTNプログラムによる社債又は債券の時価については、見積りキャッシュ・フローを直近3ヶ月の法人預金及び金融債による実績調達金利の平均値に基づいた利率によって、また個人向け金融債(財形、リッチョー)については、直近月発行の調達実績利率によって割り引いて時価を算定しております。

期限前償還コールオプション、ステップアップ条項の付いた劣後債については、期限前償還の可能性を考慮した見積りキャッシュ・フローを、見積期間に対応したリスクフリーレートに当行のCDSスプレッドを加味した利率によって割り引いて時価を算定しております。

(11) 特定取引負債

特定取引目的の売付商品債券については、市場価格によっております。

(12) 借入金

借入金のうち、固定金利によるものは約定キャッシュ・フロー(金利スワップの特例処理の対象とされた借入金については、その金利スワップのレートを反映したキャッシュ・フロー)を、変動金利によるものは四半期連結決算日(連結決算日)時点のフォワードレートに基づいた見積りキャッシュ・フローを、当行及び連結子会社の信用リスクを反映した調達金利により割り引いて時価を算定しております。

期限前償還コールオプション、ステップアップ条項の付いた劣後借入金については、期限前償還の可能性を考慮した見積りキャッシュ・フローを、見積期間に対応したリスクフリーレートに当行のCDSスプレッドを加味した利率によって割り引いて時価を算定しております。

(13) 短期社債

約定期間が短期間（6ヶ月以内）のものは、時価が帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(15) デリバティブ取引

デリバティブ取引は、取引所の価格、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定した価額によっております。

その他

債務保証契約

契約上の保証料の将来キャッシュ・フローと同様の新規契約を実行した場合に想定される保証料の将来キャッシュ・フローとの差額を割り引いて算定した現在価値を時価としております。

(有価証券関係)

四半期連結貸借対照表(連結貸借対照表)の「有価証券」のほか、「買入金銭債権」中の有価証券として会計処理している信託受益権を含めて記載しております。

1. 満期保有目的の債券

前連結会計年度(平成24年3月31日)

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
国債	585,601	590,903	5,302
社債	22,834	23,094	259
その他	50,122	53,555	3,432
合計	658,558	667,553	8,994

当第3四半期連結会計期間(平成24年12月31日)

	四半期連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
国債	585,047	589,719	4,671
社債	17,817	17,867	49
その他	52,099	56,230	4,130
合計	654,964	663,817	8,852

2. その他有価証券

前連結会計年度(平成24年3月31日)

	取得原価(百万円)	連結貸借対照表計上額 (百万円)	差額(百万円)
株式	14,313	19,258	4,945
債券	931,157	929,575	△1,582
国債	698,357	699,562	1,204
地方債	1,738	1,785	46
社債	231,061	228,227	△2,834
その他	158,236	159,488	1,251
合計	1,103,707	1,108,321	4,614

当第3四半期連結会計期間（平成24年12月31日）

	取得原価（百万円）	四半期連結貸借対照表計上額 （百万円）	差額（百万円）
株式	13,699	16,920	3,220
債券	1,222,241	1,221,529	△711
国債	1,010,715	1,011,358	642
地方債	1,735	1,768	32
社債	209,789	208,402	△1,386
その他	168,026	169,904	1,878
合計	1,403,967	1,408,355	4,388

(注) その他有価証券のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落したものについては、原則として時価が取得原価まで回復する見込みがないものとみなして、当該時価をもって四半期連結貸借対照表計上額（連結貸借対照表計上額）とし、評価差額を当第3四半期連結累計期間（前連結会計年度）の損失として処理（以下、「減損処理」という。）しております。

前連結会計年度におけるこの減損処理額は、8,761百万円（株式4,094百万円、社債3,351百万円、その他の証券1,315百万円）であります。

当第3四半期連結累計期間におけるこの減損処理額は、1,918百万円（株式211百万円、社債1,678百万円、その他の証券28百万円）であります。

時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、資産の自己査定基準における有価証券発行会社の区分毎に次のとおり定めております。

破綻先、実質破綻先、破綻懸念先	時価が取得原価に比べて下落
要注意先	時価が取得原価に比べて30%以上下落
正常先	時価が取得原価に比べて50%以上下落

なお、破綻先とは破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している発行会社、実質破綻先とは破綻先と同等の状況にある発行会社、破綻懸念先とは現在は経営破綻の状況にないが今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる発行会社、要注意先とは今後の管理に注意を要する発行会社であります。また、正常先とは破綻先、実質破綻先、破綻懸念先及び要注意先以外の発行会社であります。

(金銭の信託関係)

1. 満期保有目的の金銭の信託

前連結会計年度 (平成24年3月31日)

該当ありません。

当第3四半期連結会計期間 (平成24年12月31日)

該当ありません。

2. その他の金銭の信託 (運用目的及び満期保有目的以外)

前連結会計年度 (平成24年3月31日)

	取得原価 (百万円)	連結貸借対照表計上額 (百万円)	差額 (百万円)
その他の金銭の信託	135,602	135,602	—

当第3四半期連結会計期間 (平成24年12月31日)

	取得原価 (百万円)	四半期連結貸借対照表計上額 (百万円)	差額 (百万円)
その他の金銭の信託	141,268	141,268	—

(デリバティブ取引関係)

デリバティブ取引の評価に際しては、合理的な方法に基づいて算定した信用リスク及び流動性リスクを特定取引資産等の減価により反映させており、前連結会計年度末における減価額の合計はそれぞれ784百万円及び2,655百万円、当第3四半期連結会計期間末における減価額の合計はそれぞれ775百万円及び2,395百万円であります。なお、以下の各取引に記載されている数値は、当該信用リスク及び流動性リスク減価前の数値であります。

(1) 金利関連取引

前連結会計年度（平成24年3月31日）

区分	種類	契約額等（百万円）	時価（百万円）	評価損益（百万円）
金融商品 取引所	金利先物	32,272	△65	△65
	金利オプション	25,446	3	△2
店頭	金利先渡契約	—	—	—
	金利スワップ	8,079,101	26,994	26,994
	金利スワップション	2,663,298	△8,999	3,285
	金利オプション	244,735	△214	121
	その他	—	—	—
合 計		—	17,718	30,333

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）等に基づきヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

当第3四半期連結会計期間（平成24年12月31日）

区分	種類	契約額等（百万円）	時価（百万円）	評価損益（百万円）
金融商品 取引所	金利先物	7,687	△16	△16
	金利オプション	—	—	—
店頭	金利先渡契約	—	—	—
	金利スワップ	11,353,454	30,144	30,144
	金利スワップション	2,504,812	△3,526	7,618
	金利オプション	240,750	△170	68
	その他	—	—	—
合 計		—	26,431	37,816

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を四半期連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）等に基づきヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

(2) 通貨関連取引
前連結会計年度（平成24年3月31日）

区分	種類	契約額等（百万円）	時価（百万円）	評価損益（百万円）
金融商品 取引所	通貨先物	—	—	—
	通貨オプション	—	—	—
店頭	通貨スワップ	737,964	△28,363	△28,363
	為替予約	1,616,130	11,232	11,232
	通貨オプション	5,947,487	△15,320	△4,166
	その他	—	—	—
合 計		—	△32,451	△21,297

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号）等に基づきヘッジ会計を適用している通貨スワップ取引等及び外貨建金銭債権債務等に付されたもので当該外貨建金銭債権債務等の連結貸借対照表表示に反映されているもの、又は当該外貨建金銭債権債務等が連結手続上消去されたものについては、上記記載から除いております。

当第3四半期連結会計期間（平成24年12月31日）

区分	種類	契約額等（百万円）	時価（百万円）	評価損益（百万円）
金融商品 取引所	通貨先物	—	—	—
	通貨オプション	—	—	—
店頭	通貨スワップ	797,689	△23,026	△23,026
	為替予約	1,349,898	24,141	24,141
	通貨オプション	4,030,623	△29,087	△22,316
	その他	—	—	—
合 計		—	△27,972	△21,201

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を四半期連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号）等に基づきヘッジ会計を適用している通貨スワップ取引等及び外貨建金銭債権債務等に付されたもので当該外貨建金銭債権債務等の四半期連結貸借対照表表示に反映されているもの、又は当該外貨建金銭債権債務等が連結手続上消去されたものについては、上記記載から除いております。

(3) 株式関連取引
前連結会計年度（平成24年3月31日）

区分	種類	契約額等（百万円）	時価（百万円）	評価損益（百万円）
金融商品 取引所	株式指数先物	8,698	444	444
	株式指数オプション	526,530	△3,753	△1,247
	個別株オプション	—	—	—
店頭	有価証券店頭オプション	731,922	△5,810	△1,576
	有価証券店頭指数等スワップ	—	—	—
	その他	150,303	4,597	4,597
合 計		—	△4,521	2,218

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。
なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

当第3四半期連結会計期間（平成24年12月31日）

区分	種類	契約額等（百万円）	時価（百万円）	評価損益（百万円）
金融商品 取引所	株式指数先物	8,332	△605	△605
	株式指数オプション	320,806	△1,975	△2,223
	個別株オプション	—	—	—
店頭	有価証券店頭オプション	360,109	2,250	1,247
	有価証券店頭指数等スワップ	—	—	—
	その他	149,147	2,652	2,652
合 計		—	2,321	1,071

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を四半期連結損益計算書に計上しております。
なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

(4) 債券関連取引
前連結会計年度（平成24年3月31日）

区分	種類	契約額等（百万円）	時価（百万円）	評価損益（百万円）
金融商品 取引所	債券先物	97,492	△41	△41
	債券先物オプション	113,100	△81	△5
店頭	債券店頭オプション	—	—	—
	その他	—	—	—
合 計		—	△122	△46

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。
なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

当第3四半期連結会計期間（平成24年12月31日）

区分	種類	契約額等（百万円）	時価（百万円）	評価損益（百万円）
金融商品 取引所	債券先物	79,027	96	96
	債券先物オプション	127,580	76	△2
店頭	債券店頭オプション	—	—	—
	その他	—	—	—
合 計		—	173	94

（注） 上記取引については時価評価を行い、評価損益を四半期連結損益計算書に計上しております。
 なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

（5）商品関連取引

前連結会計年度（平成24年3月31日）
 該当事項はありません。

当第3四半期連結会計期間（平成24年12月31日）
 該当事項はありません。

（6）クレジットデリバティブ取引

前連結会計年度（平成24年3月31日）

区分	種類	契約額等（百万円）	時価（百万円）	評価損益（百万円）
店頭	クレジット・デフォルト・オプション	1,304,826	△52	△52
	その他	1,600	△2,699	△1,099
合 計		—	△2,751	△1,151

（注） 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

当第3四半期連結会計期間（平成24年12月31日）

区分	種類	契約額等（百万円）	時価（百万円）	評価損益（百万円）
店頭	クレジット・デフォルト・オプション	1,002,498	△604	△604
	その他	1,600	△2,517	△917
合 計		—	△3,121	△1,521

（注） 上記取引については時価評価を行い、評価損益を四半期連結損益計算書に計上しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、次のとおりであります。

なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、希薄化効果を有しないため記載しておりません。

		前第3四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年12月31日)
1株当たり四半期純利益金額	円	7.77	14.24
(算定上の基礎)			
四半期純利益	百万円	20,630	37,817
普通株主に帰属しない金額	百万円	—	—
普通株式に係る四半期純利益	百万円	20,630	37,817
普通株式の期中平均株式数	千株	2,653,919	2,653,919

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成25年2月5日

株式会社新生銀行

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 手塚 仙夫 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 石塚 雅博 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 松本 繁彦 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 濱原 啓之 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社新生銀行の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成24年10月1日から平成24年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成24年4月1日から平成24年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社新生銀行及び連結子会社の平成24年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行（四半期報告書提出会社）が四半期連結財務諸表に添付する形で別途保管しております。
2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。